

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第二編 治安対策

第三章 法廷秩序維持法その他の治安対策

法廷秩序維持法

いわゆる法廷闘争の激化にあたり、政府はこれに対抗する法律を制定しようとして、すでに数回国会に提出されたが、つねに審議未了になっていた。第一三国会では、政府はこれを「裁判所侮辱制裁法案」として提出、同法案は「法廷等の秩序維持に関する法律」と名称を修正されて成立した。また内容も多少修正されたが、九月二五日から施行された。

同法の主要内容は次のとおりである。

一、裁判所または裁判官が法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず、もしくは執った措置に従わず、または暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、もしくは裁判の威信を著しく害した者は二十日以下の監置もしくは三万円以下の過料に処し、またはこれを併科する。(第二条)

一、右の行爲があつたときは、裁判所は、その場で直ちに行爲者を拘束させることができる。この場合、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は直ちにその拘束を解かなければならない。(第三条)

一、制裁を科する裁判は決定です。この裁判は行爲が終つた時から一カ月を経過した後はすることができない(第四条)

一、制裁を科する裁判に対しては抗告または異議の申立を行うことができる。(第五、六条)

一、監置の裁判の執行はその裁判があつた時から三カ月を経過した後は、開始することができない。(第七条)

一、制裁を科する裁判について抗告、異議申立等により取消しの裁判を受けた者が、すでに制裁の執行を受けた場合には、その者は国に対して補償を請求することができる。(第八条)

この法案に対して六月七日衆議院本会議でおこなわれた加藤充議員の反対討論は次のとおりである。

日本共産党は、まず裁判所侮辱制裁法案に絶対反対するものであります。

諸君、何人も裁判を受ける権利を奪われたいということは、裁判所の権威を規定したものではありません。国民の基本的人権の侵すべからざることを制度的に現わしたものであります。裁判官は断じて一般国民よりも上位の権威を有するものではありません。裁判の対審及び判決は公開法廷で行う、政治犯罪、出版に関する犯罪または国民の権利が問題になっておる事件の対審は常に公開しなければならないということは、裁判は国民に対して責任を持たねばならないことを明確に規定したものであります。

元来公共の福祉あるいは公共の治安などという空漠、卑劣な言葉によって人権を蹂躪したり制限したりすることは許されないこととあります。政府がそういうことをやるならば、国民はいつでもその政府を変更し、または廃止し、新政府を樹立する権利を有することは自明の理である。国民は専制と圧迫に対抗する権利を有し、その最後の手段として政府に反逆する権利を有しておる。人権の歴史は権力との徹底的抗争の歴史であったことを知るべきであります。しかるに、人民広場の愛国行進に対して鬼畜のごとく発砲し、数百名を殺傷した。続いて、数千人に対する不法不当な取調べ、検挙、投獄を強行した。しかも、その勾留理由の開示の公判にあたっては、バリケードを築き、多数の武装警官を動員した。これは政府の狂暴な売国ファッショの蛮行が暴露されることをおそれたためであります。(拍手)

吉田政府とその一味は、日本を米国の軍事植民地につくりかえた講和、安保両条約を承認した。行政協定によって米軍に強力な権利・権力・権能を与え、歴史上その比を見ざるがごとき屈辱的治外法権を認めさせられたではないか。そうして、アメリカ軍事による日本の永久占領、日本の再軍備、日本を基地とする侵略戦争、ファシズムの復活等の反国民的政策を強行するために、刑事特別法、破防法等を多数で押し通したではないか。今日、日本の社会不安、従って裁判問題の本質と原因は、実に売国政府吉田が、この売国、戦争反動政治を恥知らずに強行しているところにあるのであります。

警察官、検事、予審判事どもが、彼らのいう職務執行に際して、国民を拷問にかけ、生命を奪い、あるいは越権、法律違反を敢行したことは、公知の事実である。それを見て見ぬふりをしたり、拷問による不当な自白を採用したり、あるいは長期にわたる不当拘禁をしなかった判事が一人もいなかったことは隠れなき事実であります。彼らは、まったく一体となって、神聖不可侵の天皇の裁判として、この許すべからざる不法不当を冷然と強行し続けたのであります。今日も、この本質は依然温存、継続、強行されさえております。現在、判事の大部分、特に高級裁判官は戦争時代からの判事であり、戦後新任の判事のうちにも、最も反動、残忍な旧植民地の判事、検事の横すべり者どもが相当多数含まれておることも明らかである。しかも、現最高裁判所長官田中耕太郎は、彼の独善的、好戦的憲法無視の言動のために、吉田三市郎君外八十余名の弁護士諸君から、裁判官弾劾法による訴追請求を受けているという始末である。日本国民大衆は、警察官、検事、判事一体となって、平和と自由を求めるすべての国民に加えた、あの残酷な諸事実と体験を断じて忘れてはいけぬのだ。われわれは、独立と平和と自由のために、主権在民の民主主義のために、無反省にして恥知らず、石頭の裁判官を糾弾し、その免官、免職を要求するものである。

本法案は、米国帝国主義者と吉田政府の意のままに、刑事特別法、破防法などの売国反動諸法律を働かせるためのものである。神聖を押しつけて、強権によって審理を尽さず、問答無用的な暗黒裁判の強行を合法化するためのものである。本法条は、裁判所の売国ファッショ化法案である。この本質は、その糾問主義その他いわゆる裁判所侮辱に対する審判手続のうちにも、そのきたないしりを隠し切れずに、はっきりと出しているのではないか。

裁判所傍聴規則

最高裁判所で九月一日、要旨次のような「裁判所傍聴規則」を制定施行した。

裁判長は、(1)傍聴人の所持品検査、(2)危険物その他法廷において所持するのが適当でないと思われるものの持ちこみ禁止、(3)法廷内の静しゆく等について指示することができる。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
